

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月10日
【計算期間】	第4期（自 平成21年3月12日 至 平成21年9月11日）
【ファンド名】	U B S 償還条件付利回り積極追求型ファンド / デュアルバリア07-03 1年半判定
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡村 進
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ。
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

500億円を上限とします。

ファンドの基本的性格

U B S 償還条件付利回り積極追求型ファンド / デュアルバリア07-03 1年半判定（以下、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）は、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち単位型 / 国内 / 株式 / 特殊型（条件付運用型）に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	補足区分
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型 (条件付運用型)

商品分類表における用語の定義

単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
国内	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする
特殊型（条件付運用型）	投資者に対して注意喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法のうち、下記の属性区分表の特殊型における条件付運用型の性格を持つ

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式	年1回	グローバル（除く日本）	ブル・ベア型
一般	年2回	日本	条件付運用型
大型	年4回	北米	特殊型
中小型	年6回	欧州	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
債券	（隔月）	アジア	その他の指数
一般	年12回	オセアニア	
公債	（毎月）	中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東（中東）	
不動産投信		エマージング	
その他資産			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
債券 その他債券（注）	公債または社債以外の債券に主として投資する
年2回	年2回決算する

日本	組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする
条件付運用型	仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される

(注) ファンドは主として株価指数に価格が連動する性格を持つ債券に投資するため、前記の商品分類表における投資対象資産では収益の源泉を「株式」として分類しています。

() 社団法人 投資信託協会の商品分類および属性区分の定義については社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

ファンドの特色

1

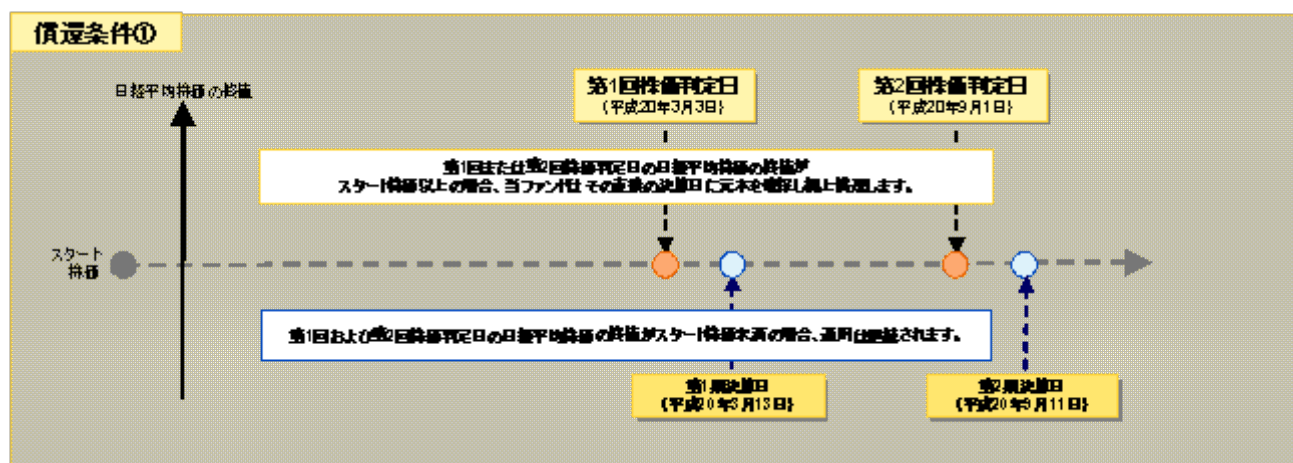
ファンド設定後、約1年後または約1年半後の株価判定日(第1回株価判定日^{*1}または第2回株価判定日^{*2})のいずれかに、日経平均株価の終値がスタート株価^{*3}以上となった場合、ファンドは元本を確保し繰上償還^{*4}します(償還条件①)。

^{*1} 約1年後の株価判定日(第1回株価判定日)は平成20年3月3日です。

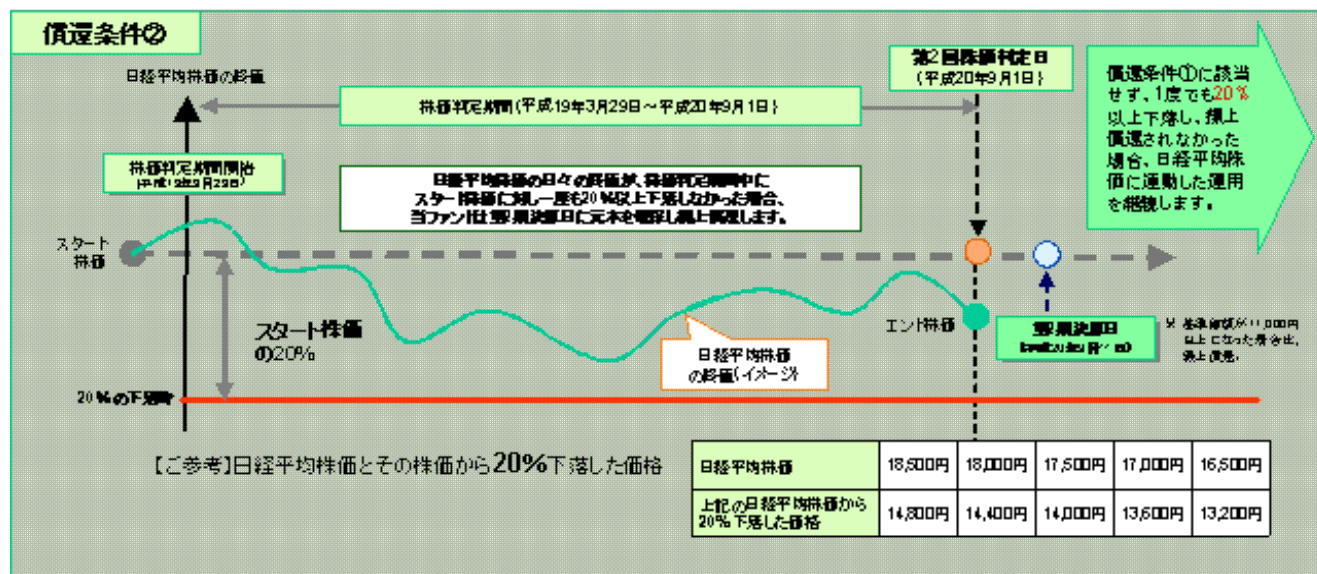
^{*2} 約1年半後の株価判定日(第2回株価判定日)は平成20年9月1日です。

^{*3} 「スタート株価」とは、平成19年3月15日から平成19年3月22日までの8営業日の日経平均株価の終値の平均値です。

^{*4} 繰上償還日は各株価判定日後の決算日です。また、償還金の支払は、原則として繰上償還日から起算して3営業日目まで行われます。



償還条件①で繰上償還されない場合でも、約1年半の株価判定期間中(平成19年3月29日から平成20年9月1日)に、日々の日経平均株価の終値がスタート株価に対し一度も20%以上下落しなかった場合、平成20年9月11日にファンドは元本を確保し繰上償還します(償還条件②)。

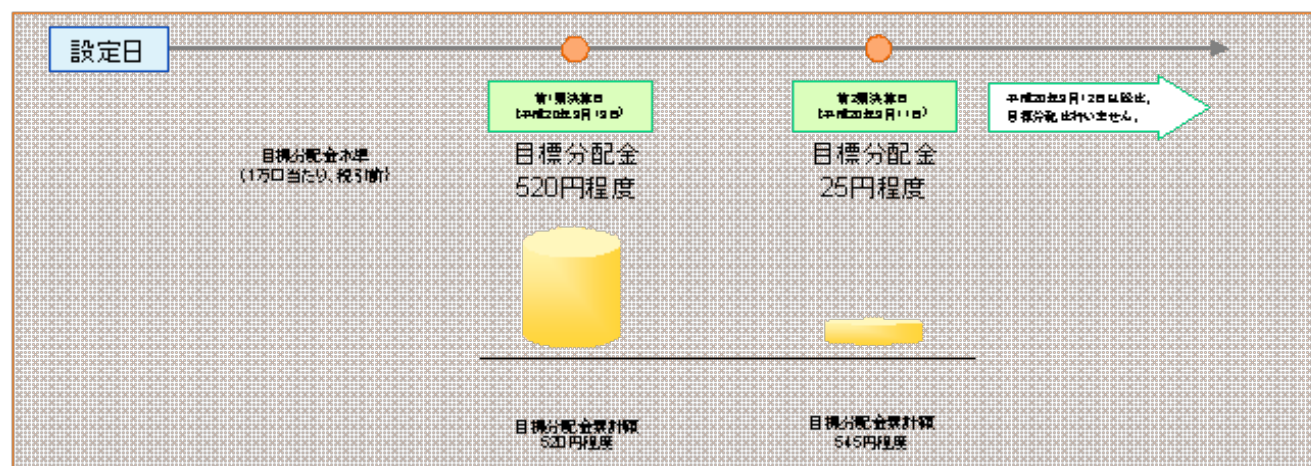


- 第2期決算日(平成20年9月11日)までの期間の運用は、日経平均株価の変動によって償還価格が変化するなどの発行条件があらかじめ定められたユーロ円債を主要投資対象とします。また組み入れた債券の銘柄の入れ替えは原則として行いません。第2期決算日までの期間において、発行体の信用状況の変化等により組み入れた債券を全て売却した場合は、第2期決算日以前に繰上償還します。この場合、償還価格は元本を下回る可能性があります。
- 平成20年9月11日までは、原則として各決算日の2日間以内で換金が可能です。詳しくは、後述「当ファンドのイメージ図」をご覧ください。なお、換金する場合には、換金請求受付日の翌営業日の基準価額となることや、信託財産留保額(1万円当たり50円)がかかることから、換金価額が元本を下回る場合があります。(平成20年9月11日に換金する場合の換金価額は、換金請求受付日の基準価額となります。)
- 元本確保は現時点(平成19年2月13日現在)において、一定の条件の下で目標としている運用成果であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

2

ファンド設定後、当初約1年または約1年半後の決算時(第1期決算日および第2期決算日)に目標分配金をお支払いします。(ただし、繰上償還となった場合には、次回決算時の目標分配金は支払われません。)

- 当初約1年間は520円程度(年率換算で5.2%程度)^{*5}、約1年経過以降の半年間は25円程度(年率換算で0.5%程度)^{*6}の目標分配金を各決算日にお支払いします。ただし繰上償還となった場合は、次回の決算日に支払われる予定の目標分配金は支払われません。



*5 目標分配金は、1万口当たり、かつ税引前の金額です。目標分配率は、各期の分配金を年率換算したものです。

$$\text{第1計算期間*の目標分配率} = 520 \text{ 円} \times \frac{365 \text{ 日}}{365 \text{ 日}} \div 10,000 \text{ 円} = 5.2 \%$$

$$\text{第2計算期間*の目標分配率} = 25 \text{ 円} \times \frac{365 \text{ 日}}{182 \text{ 日}} \div 10,000 \text{ 円} = 0.5 \%$$

*第1計算期間: 365 日 (平成19年3月15日から平成20年3月13日)

*第2計算期間: 182 日 (平成20年3月14日から平成20年9月11日)

※利回りは1年を365日として年率換算。

- 目標分配金は税引前の金額であり、実際の受取額とは異なります。また、目標分配率は分配金にかかる税金および申込手数料等を考慮していないため、お客様の投資利回りと異なります。
- 第1期決算日および第2期決算日にお支払いする目標分配金は、原則として、投資した債券（ユーロ円債）から受け取る利子等収益よりお支払いします。
- 目標分配金については、当初約1年半の間（平成20年9月11日まで）は日経平均株価の動きにかかわらずお支払いします。ただし、繰上償還となった場合には、次の決算日に支払われる予定の目標分配金は支払われません。平成20年9月12日以降の分配金は、委託会社が基準価格の水準、市況動向などを勘案して決定するため、目標分配率を定めての目標分配は行われません（分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります）。
- 表示されている目標分配金および目標分配率は現時点（平成19年2月13日現在）において目標としている運用成果であり、将来の目標分配金額、運用成果等を約束するものではありません。
- 投資したユーロ円債の発行体の信用状況の変化等によって、目標分配が行われない場合もあります。

3 償還条件①および償還条件②に該当せず、ファンド設定後の約1年半の間で繰上償還を行わない場合は、日経平均株価連動型ファンドとして運用を継続します。

- ◆ 第2期決算日（平成20年9月11日）において繰上償還しない場合、当ファンドの組み入れユーロ円債はスタート株価に対するエンド株価¹⁶の水準に応じた価格で償還され¹⁷、当ファンドは平成20年9月12日以降に日経平均株価に連動を目指す運用に切り替え、平成24年3月12日まで運用を継続します。（切替後に本ファンドの基準価額が11,000円以上になった場合、ファンドを繰上償還します。）

¹⁶ 平成20年9月11日（第2期決算日）の日経平均株価の終値をさします。

¹⁷ この場合、平成20年9月11日に目標分配金をお支払いします。また、平成20年9月11日の基準価額は日経平均株価に連動した基準価額となり、元本は確保されません。なお、平成20年9月11日の基準価額は、以下の計算式が目安となります。

$$\text{平成20年9月11日の基準価額} = 10,000 \text{ 円} \times \frac{\text{エンド株価}}{\text{スタート株価}}$$

4 ファンド設定後、当初約1年¹⁸または約1年半¹⁹はUBS AG(UBS銀行)が発行するユーロ円債を主要投資対象とします。

- ◆ 当ファンドは、ファンド設定後、当初約1年または約1年半は、あらかじめ発行条件が定められた、UBS AG(UBS銀行)が発行するユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組み入れます。そのため、当ファンドの基準価額は当該ユーロ円債の価格変動を反映します。
- ◆ 投資するユーロ円債には、発行体の信用リスクがあります。なお、設定時において当該ユーロ円債の信用状況が著しく低下した場合等には、委託会社の判断でファンドの設定を取りやめることがあります。

¹⁸ 「約1年」とは平成19年3月15日（設定日）から平成20年3月13日（第1期決算日）の期間です。

¹⁹ 「約1年半」とは平成19年3月15日（設定日）から平成20年9月11日（第2期決算日）の期間です。

- ◆ 発行体のUBS AG(UBS銀行)の格付けはスタンダード&プアーズ社がA+、ムーディーズ社がAa3です。²⁰

UBS AG(UBS銀行)の格付け

格付け機関	格付け
スタンダード&プアーズ	A+
ムーディーズ	Aa3

²⁰ 平成21年11月13日現在

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ご参考情報 - プットオプションとは？

- ◆ 当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債には日経平均株価を参照し、一定の条件に到達した場合に効果が発生する「プットオプション(売る権利)の売り」が組み込まれています。この「プットオプション(売る権利)の売り」によって得られるプレミアム(対価)が当該ユーロ円債の利子の源泉となり、主にこの利子をもとに、当ファンドは第1期決算日に520円程度(1万口当たり、税引前)、第2期決算日に25円程度(1万口当たり、税引前)の目標分配金を、原則としてお支払いします。
- ◆ 「プットオプション(売る権利)の売り」とは、対象となる資産の価格(当ファンドでは日経平均株価)が一定額以上下落しない場合に利益を得ることができる取引です(当ファンドでは、償還条件②に該当します)。

プットオプションの取引事例

例えば、「ある株式などの有価証券を、将来の特定日(権利行使日)に100(権利行使価格)で売る権利」の現在の価格が3であるとき、この「プットオプション」を売却し権利行使日を迎えた場合の損益は以下の通りです。

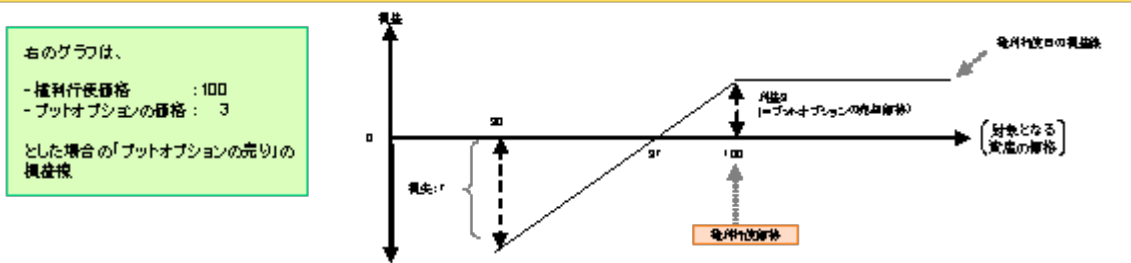
(1) 権利行使日の有価証券の価格が100以上となった場合

プットオプションを購入した人は権利を行使(=その有価証券を100で売却すること)しても利益が出ないため、権利を行使しません。その結果としてプットオプションを売却した人は、当該プットオプションの売却価格の3の利益が得られます。

(2) 権利行使日の有価証券の価格が90に下落した場合

プットオプションを3で購入した人は90で有価証券を購入し、100で売却できますので7の利益が得られます。一方プットオプションを売却した人は、(当初の利益3) - (プットオプションの権利を行使された時に発生する損失10) = (7の損失)となります。

プットオプションを売却した場合の損益図(イメージ図)

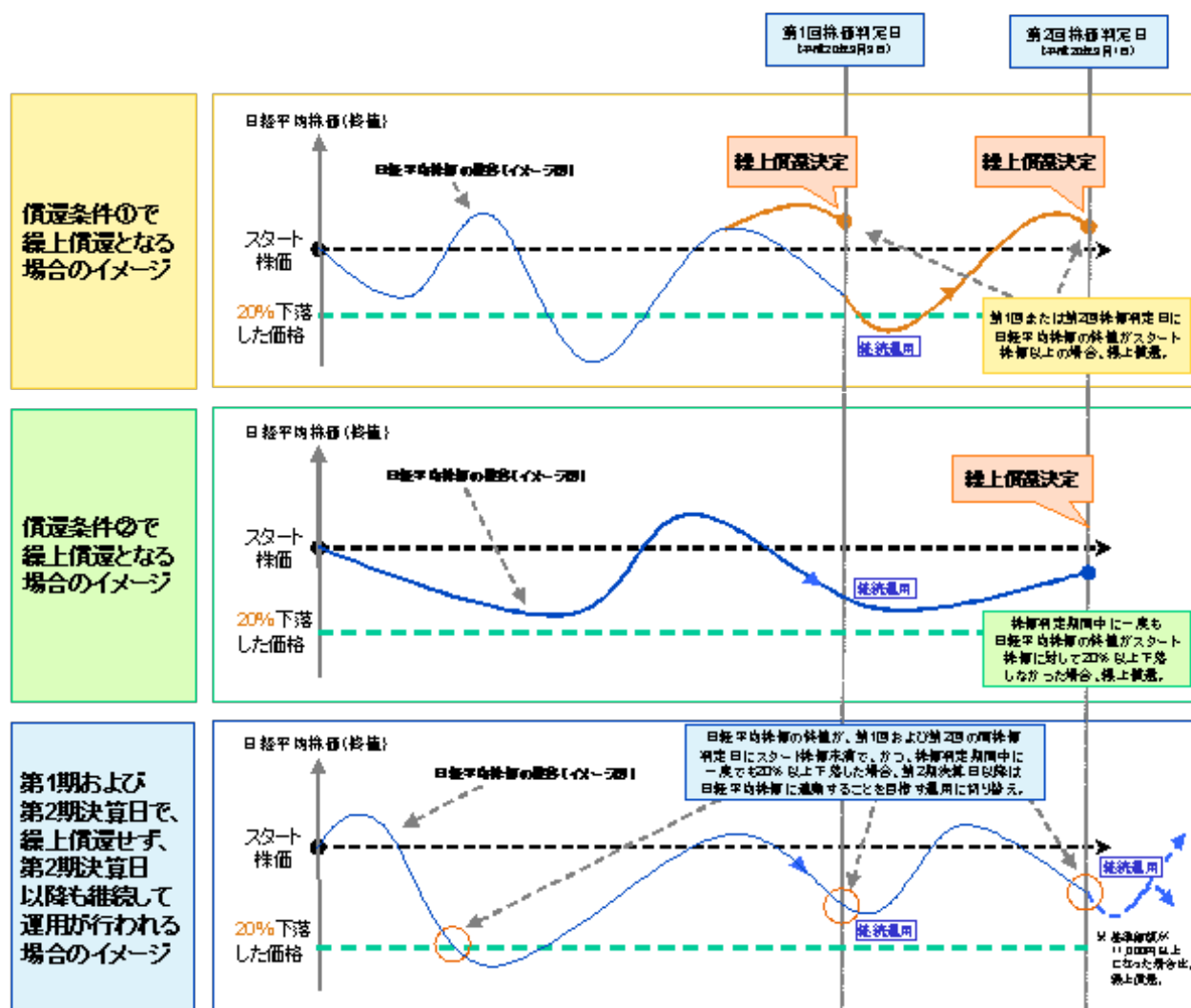


上図は、あくまでもプットオプションの仕組みをわかりやすくするためのイメージ図です。したがって、将来のファンドの収益の確率を予測あるいは判断するものではありません。

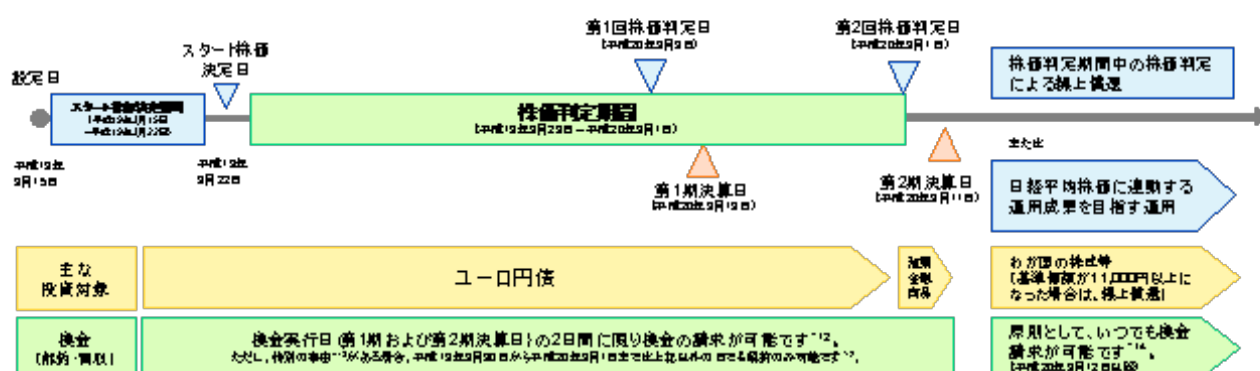
◆ 「デュアルバリア」とは？

上記「プットオプション(売る権利)」(償還条件②(バリア2)に該当します)に、対象となる資産の価格が一定額以上上昇した場合、売る権利が消滅する条件(償還条件①(バリア1)に該当します)が内包されたオプションを組み込んだ債券に投資し、2つのバリアで元本確保を目指すことから、「デュアルバリア」と名付けました。

当ファンドのポイント - 日経平均株価(終値)の推移とファンドの関係(イメージ図) -



当ファンドのイメージ図



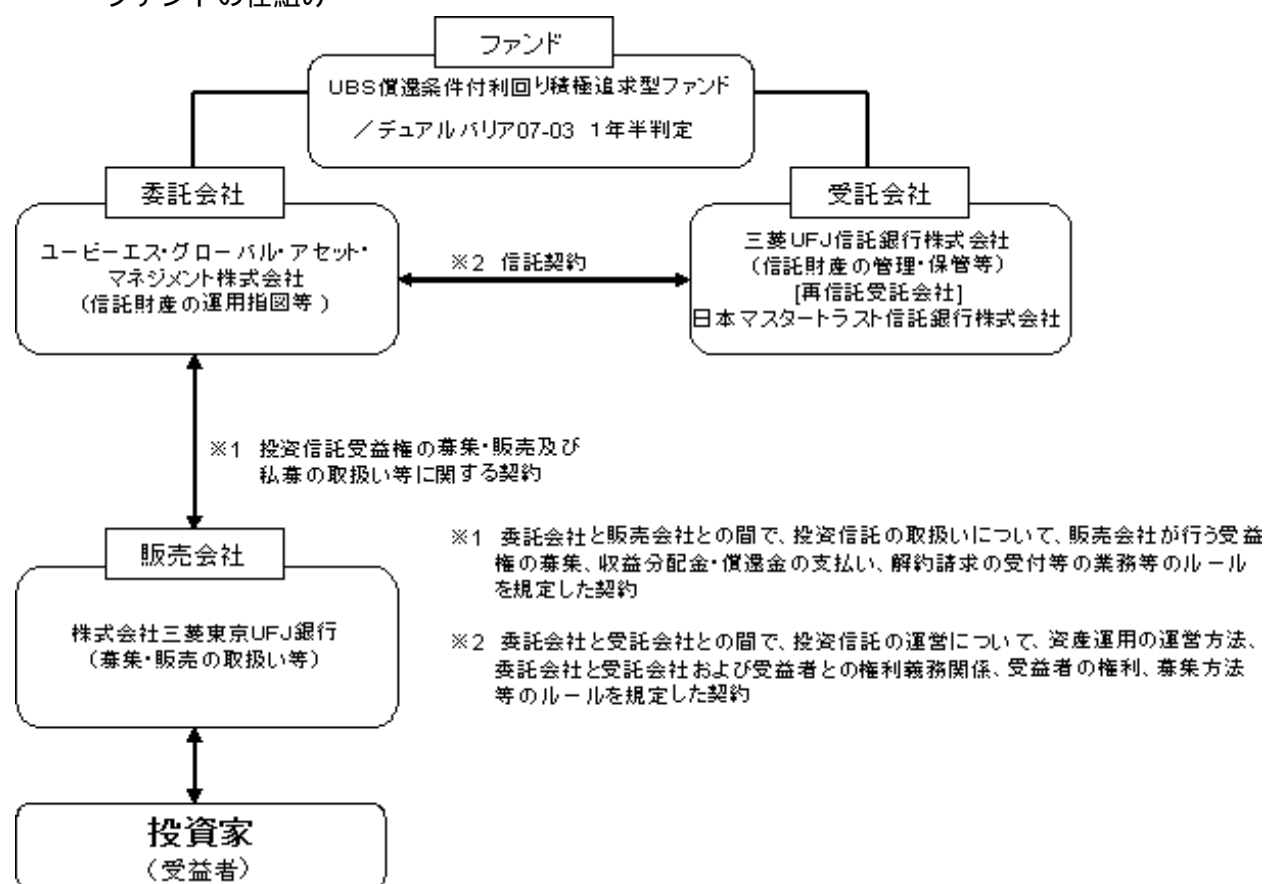
¹² 換金請求受付日(特別の事由による解約を含みます)は、原則として換金請求受付日から起算して7営業日以降となります。ただし、平成20年9月11日に換金する場合は、原則として換金請求受付日から起算して4営業日以降となります。

¹³ 特別の事由については本書の該当箇所をご覧ください。

¹⁴ 換金請求受付日は、原則として換金請求受付日から起算して4営業日以降となります。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況（平成21年12月10日現在）

- ・ 資本金 22億円
- ・ 沿革

平成 8年 4月 1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
平成10年 4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年 7月 1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年 4月 8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

・ 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・ 第1計算期間および第2計算期間

1. 主として信託契約締結日（平成19年3月15日）から平成19年3月22日までの日経平均株価（日経225）の終値（銭単位）の平均値（円未満切捨て）（「スタート株価」といいます。）に対する日経平均株価（日経225）の終値の水準によって償還価格が決定され、かつ償還価格の上限が限定されており、あらかじめ発行条件の定められているUBS AGロンドン支店が発行するユーロ円債に投資し、可能な限り高位に組み入れます。
2. 原則として、当該ユーロ円債は償還されるまで保有するものとし、銘柄入替えは行いません。ただし、当該ユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託者の判断で当該ユーロ円債をすべて売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 平成20年3月3日または平成20年9月1日（「株価判定日」といいます。）の日経平均株価（日経225）の終値がスタート株価以上となった場合には、当該ユーロ円債は、元本を確保して償還するため、当該株価判定日から最も近い計算期間終了日に信託契約を解約し、信託を終了させます。
4. 平成19年3月29日から平成20年9月1日までの期間（「株価判定期間」といいます。）において、日経平均株価（日経225）の終値が一度もスタート株価から20%以上下落しない場合には、当該ユーロ円債は、元本を確保して償還するため、第2計算期間終了日に信託契約を解約し、信託を終了させます。
5. 上記3.および4.の条件を満たさなかった場合には、当該ユーロ円債は、スタート株価に対する平成20年9月1日の日経平均株価（日経225）の終値の水準に応じた価格で償還しますが、この場合、この信託は第3計算期間以降、以下のに基づき、運用を行います。
6. なお、スタート株価の決定期間（「信託契約締結日から平成19年3月22日まで」をいいます。）、株価判定日または株価判定期間に、何らかの事情により日経平均株価（日経225）の算出・発表が停止となった場合等には、組み入れたユーロ円債の発行条件に則して、スタート株価の決定期間、株価判定日または株価判定期間を変更することや、組み入れたユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ、委託者が適切と判断する値を用いて計算することがあります。

第3計算期間以降

1. わが国の株式および有価証券指数等先物取引等を主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）と連動する運用成果を目指して運用を行います。
2. 基準価額（1万口当り）が11,000円以上となった場合には、可能な限り速やかに組み入れ有価証券を売却し、信託契約を解約して信託を終了させます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係

る権利

- (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
- (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
- (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

八．約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

二．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．抵当証券

ロ．為替手形

八．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

運用の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1．株券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受件を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から12．までの証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを

いいいます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、16.において同じ。）で下記16.で定める以外のもの
16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、以下16.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい、）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいい、）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいい、）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で上記23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.ならびに15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コールローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

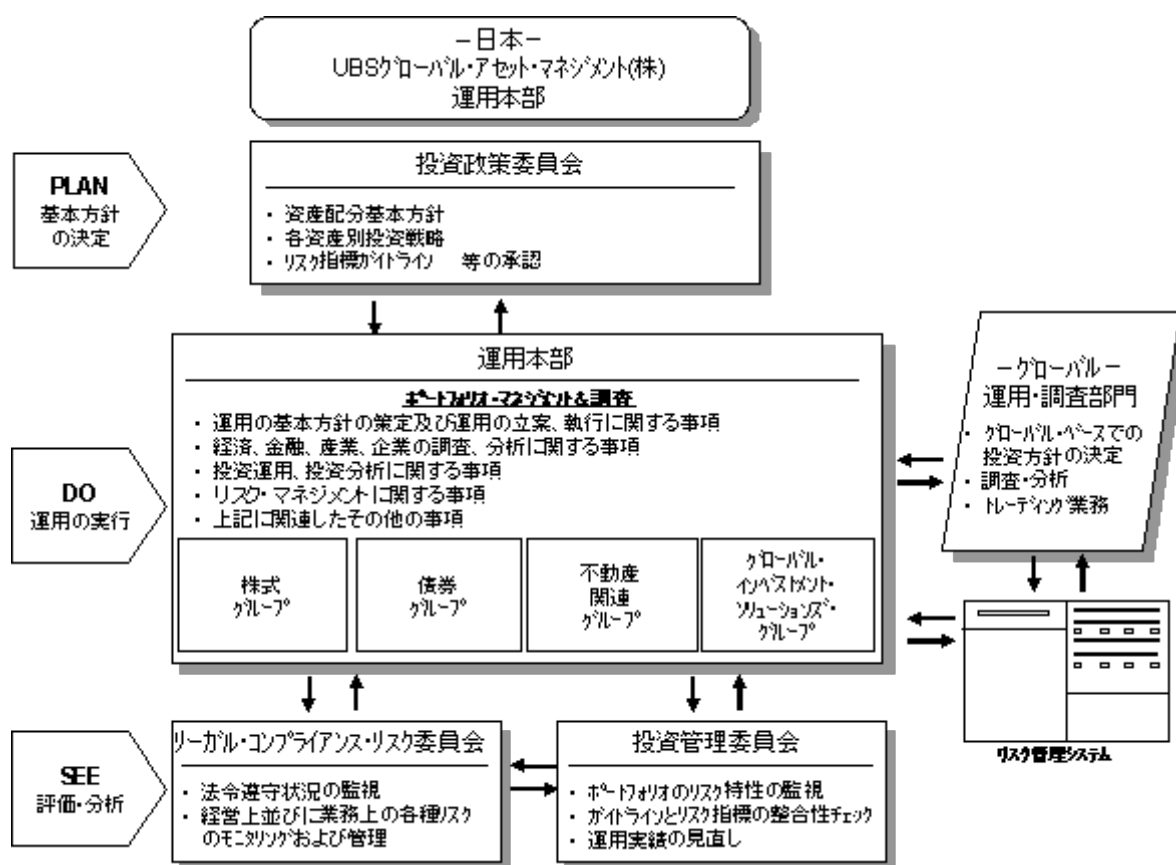
その他の投資対象

委託者は、信託金を、信託約款に定める次に掲げるものにより運用することを指図することができます。

1. 有価証券先物取引等
2. スワップ取引

（３）【運用体制】

< U B S グローバル・アセット・マネジメント株式会社の運用体制 >



（平成21年10月末日現在）

上記の体制は今後変更される場合があります。

< 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策及び運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を取締役会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各グループのヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー8名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

投資管理委員会：

運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関として投資管理委員会を、取締役会直属の機関として設置しております。投資管理委員会は事務管理本部長が毎月招集し、その議事運営にあたり、事務管理本部長の他、パフォーマンス分析担当者、運用本部の担当者、クライアント・マネジメント部のヘッドまたは担当者、投信営業本部の担当者、法規管理室長の6名程度がメンバーとして参加します。また、これらのメンバーとは別に、当委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リーガル・コンプライアンス・リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上並びに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関としてリーガル・コンプライアンス・リスク委員会を取締役会直属の機関として設置しております。リーガル・コンプライアンス・リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、法規管理室、運用本部、年金営業部／コンサルタント・マネジメント部、投信営業本部、法人営業部、運用商品開発部、クライアント・マネジメント部、事務管理本部、経理部、インフォメーション・テクノロジー部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リーガル・コンプライアンス・リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わない場合があります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）収益分配金のお支払いは、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに開始します。

（５）【投資制限】

信託約款による投資制限

1. 株式への投資割合に制限を設けません。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 外貨建資産への投資は行いません。
5. 投資する株式等の範囲
 - ・ 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 - ・ 前記の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。
6. 信用取引の指図範囲
 - ・ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ・ 前記の信用取引の指図は、次のa. からf. に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次のa. からf. に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債（この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（e. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
7. 先物取引等の運用指図
 - ・ 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と

類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- ・ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8. スワップ取引の運用指図

- ・ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ・ スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ・ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ・ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9. 有価証券の貸付の指図および範囲

- ・ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のa.およびb.の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ・ 前記の限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ・ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10. 資金の借入れ

- ・ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ・ 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ・ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは設定日から平成20年9月11日までの期間は、日経平均株価（日経225）の変動に応じて償還価格が決定されるユーロ円債に投資し、繰上償還をしない場合、平成20年9月12日以降は主としてわが国の株式に投資します。よってファンドの基準価額は、当ファンドに組み入れられる有価証券の値動きにより変動します。
したがって、当ファンドは元金および利回りが保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による利益および損失はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

第1計算期間および第2計算期間（設定日から平成20年9月11日まで）における主なリスクは、以下の通りです。

（1）ユーロ円債の価格変動リスク

当ファンドが主な投資対象とするユーロ円債は、日経平均株価の下落および金利の上昇等により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりの場合、当ファンドの基準価額は下落します。

（2）発行体の信用リスク

当ファンドが主な投資対象とするユーロ円債は、UBS AG ロンドン支店が発行します。債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該債券の価格は大きく下落し、当該債券の利払いや償還金があらかじめ決められた条件で支払われなくなるリスクがあります。

（3）流動性リスク

当ファンドはユーロ円債を償還まで保有することを原則としますが、当該債券の残存期間中に一部売却する場合には、特定の金融商品取引業者等が買い取る形式をとって、流動性の確保が図られております。特定の金融商品取引業者等の債務不履行等の事由により、特定の金融商品取引業者等が買い取りを行えなくなった場合等には、基準価額が下落することがあります。

（4）日経平均株価の構成銘柄入替えリスク

日経平均株価の構成銘柄変更、株式市場自体の変化などにより、日経平均株価の指標性や価格変動性などが大きく変化した場合、基準価額に影響が及ぶ可能性があります。将来、日経平均株価が改廃される可能性もあります。

（5）特定の債券への銘柄集中投資によるリスク

当ファンドは、原則として特定のユーロ円債を高位に組み入れます。また、原則として設定時に一度組み入れた銘柄は第1計算期間中および第2計算期間中保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響は大きくなります。

第3計算期間以降（平成20年9月12日以降）における主なリスクは、以下の通りです。

（1）株式投資に関する価格変動リスク

当ファンドはわが国の株式へ投資を行います。株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

（2）日経平均株価からの乖離リスク

当ファンドは日経平均株価の動きと連動することを目指していますが、その運用成果は完全に連動するものではなく、乖離が生じます。乖離の程度は、信託報酬、株式売買委託手数料等の負担、指数構成銘柄を一部組み入れないこと等により変動します。

（３）日経平均株価の構成銘柄入替えリスク

日経平均株価の構成銘柄変更、株式市場自体の変化などにより、日経平均株価の指標性や価格変動性などが大きく変化した場合、基準価額に影響が及ぶ可能性があります。ただし、ファンドの償還価額の決定方法に変更はありません。また、将来、日経平均株価が改廃される可能性もあります。

（４）有価証券先物取引等に伴うリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を利用する場合があります。有価証券先物取引等を利用した場合には、当該取引の価格変動の影響を受けます。

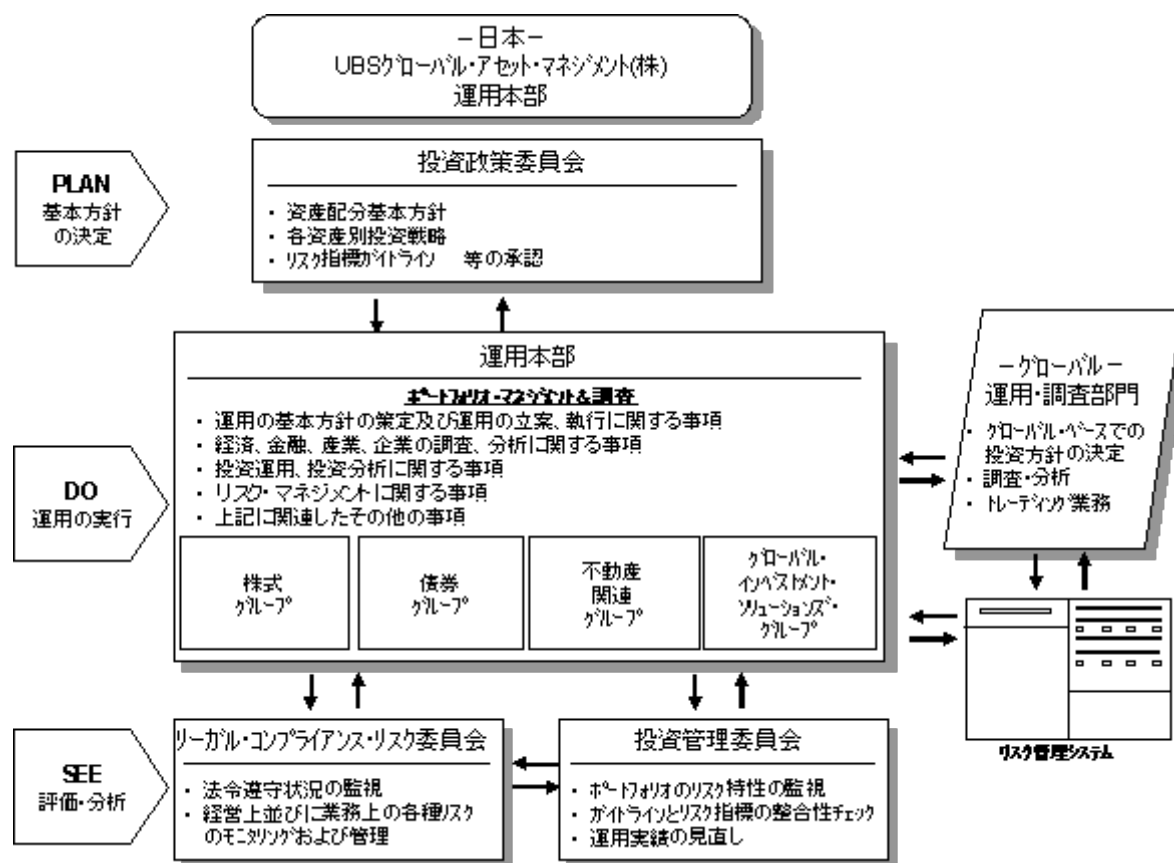
投資信託に関する一般的リスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。
3. 登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
4. 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
5. 投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

リスク管理体制



(平成21年11月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

受益者が、お申込みから換金・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金は以下の通りです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳細は、以下「（１）申込手数料」から「（５）課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

お申込時、収益分配時、換金（解約）時および償還時にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
申込時	申込手数料	1口1円につき、1.05%（税抜1.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税・地方税 （ １ ）	収益分配金に対し10% （ 所得税7%、地方税3% ）
解約時	信託財産留保額	< 第1計算期間及び第2計算期間 > 解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（1万口当たり50円）が差し引かれます。ただし、平成20年9月11日に解約する場合の解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
	所得税・地方税 （ １ ）	解約時の譲渡益に対し10% （ 所得税7%、地方税3% ）
償還時	所得税・地方税 （ １ ）	償還時の譲渡益に対し10% （ 所得税7%、地方税3% ）

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用

時 期	項 目	費 用
保有時	信託報酬	< 第1計算期間 > 元本総額に対して年率0.8925%（税抜年率0.85%） < 第2計算期間 > 元本総額に対して年率0.6300%（税抜年率0.60%） < 第3計算期間以降 > 純資産総額に対して年率0.6510%（税抜年率0.62%）
	監査報酬	監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額
	信託事務の諸費用 （ ２ ）	信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびに当該信託事務の諸費用に係る消費税等相当額
	売買委託手数料等 （ ２ ）	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

1 個人受益者の場合、平成24年1月1日以降は原則として20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは後記「(5)課税上の取扱い」の各項目をご覧ください。

2 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

（注） および の費用等の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

（１）【申込手数料】

1口1円につき1.05%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限とし、販売会社が独自に定めるものとします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、設定日から平成20年9月10日までの期間においては、解約時に、基準価額から信託財産留保額（1万口当たり50円）が差し引かれます。

換金の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託契約締結日から第1計算期間末までの期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に年率0.8925%（税抜0.85%）を乗じて得た額、第2計算期間は毎日、信託財産の元本総額に年率0.6300%（税抜0.60%）の率を乗じて得た額、第3計算期間以降は毎日、信託財産の純資産総額に年率0.6510%（税抜0.62%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、第1計算期間の6ヶ月終了日および毎計算期末ならびに解約時または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬の総額（年率）	配 分（年 率）		
	委託会社	販売会社	受託会社
（第1計算期間） 信託財産の元本総額の 0.8925%（税抜0.85%）	0.4725% （税抜0.45%）	0.3675% （税抜0.35%）	0.0525% （税抜0.05%）
（第2計算期間） 信託財産の元本総額の 0.6300%（税抜0.60%）	0.2100% （税抜0.20%）	0.3675% （税抜0.35%）	0.0525% （税抜0.05%）
（第3計算期間以降） 信託財産の純資産総額の 0.6510%（税抜0.62%）	0.2625% （税抜0.25%）	0.3150% （税抜0.30%）	0.0735% （税抜0.07%）

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用

信託財産に係る監査報酬。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等。

上記「（４）その他の手数料等」の および については、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法は表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額についても、保有期間等により異なりますので、事前に表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配金については、配当所得として課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、平成23年12月31日までは原則として

10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、7%（所得税7%）の税率 で源泉徴収され、法人の受取額となり、地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%（所得税15%）となる予定です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（2009年10月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	6,799,287,360	64.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,796,753,916	35.83
合計（純資産総額）	-	10,596,041,276	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（2009年10月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
日本	国債証券	第47回国庫短期証券	3,800,000,000	99.99	3,799,751,880	99.99	3,799,751,880	0	2009年11月16日	35.86
日本	国債証券	第53回国庫短期証券	3,000,000,000	99.98	2,999,535,480	99.98	2,999,535,480	0	2009年12月14日	28.30

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2009年10月30日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（%）
国債証券	64.16
合計	64.16

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2009年10月30日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

（2009年10月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額 （円）	投資 比率 （％）
株価指数先物 取引	日本	大阪証券取引所	大証日経平均株価 指数先物	買建	1,059	日本円	10,925,178,950	10,600,590,000	10,600,590,000	100.04

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2009年10月30日及び同日１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり純資産額 （円） （分配落）	1口当たり純資産額 （円） （分配付）
第1計算期間 （2008年3月13日）	15,156	16,255	0.7177	0.7697
第2計算期間 （2008年9月11日）	15,706	15,758	0.7542	0.7567
第3計算期間 （2009年3月11日）	8,526	8,526	0.4557	0.4557
第4計算期間 （2009年9月11日）	11,294	11,294	0.6483	0.6483
2008年10月末日	9,966	-	0.5242	-
2008年11月末日	10,028	-	0.5284	-
2008年12月末日	10,337	-	0.5469	-
2009年1月末日	9,251	-	0.4915	-
2009年2月末日	8,773	-	0.4678	-
2009年3月末日	9,403	-	0.5061	-
2009年4月末日	10,206	-	0.5520	-
2009年5月末日	10,838	-	0.5923	-
2009年6月末日	11,132	-	0.6176	-
2009年7月末日	11,491	-	0.6447	-
2009年8月末日	11,421	-	0.6495	-
2009年9月末日	10,841	-	0.6300	-
2009年10月30日	10,596	-	0.6234	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間 （2007年3月15日～ 2008年3月13日）	0.0520
第2計算期間 （2008年3月14日～ 2008年9月11日）	0.0025
第3計算期間 （2008年9月12日～ 2009年3月11日）	0.0000
第4計算期間 （2009年3月12日～ 2009年9月11日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間 (2007年3月15日～ 2008年3月13日)	23.0
第2計算期間 (2008年3月14日～ 2008年9月11日)	5.4
第3計算期間 (2008年9月12日～ 2009年3月11日)	39.6
第4計算期間 (2009年3月12日～ 2009年9月11日)	42.3

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年3月15日 信託契約締結、設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

申込の受付

- ・ 平成19年3月1日から平成19年3月14日まで。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

申込単位

- ・ 販売会社が独自に定める単位とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売価格

- ・ 1口当たり1円

申込手数料

- ・ 1口1円に対し1.05%（税抜1%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。
詳しくは販売会社または委託者にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

換金の受付

< 第1計算期間および第2計算期間中における換金 >

- ・ 原則として、解約実行日（第2計算期末までの各計算期末（平成20年3月13日および平成20年9月11日））に限り、一部解約実行の請求を受け付けます。
- ・ ただし、受益者（受益者死亡の場合には、その相続人）は、平成19年3月30日から平成20年9月1日までの期間においては、次のような特別の事由の場合には一部解約実行の請求を行うことができます。
 1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 5. 委託者が上記事由に準ずると認めるとき

受益者が上記に規定する事由によりその請求をするときは、販売会社は当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができます。

- ・ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは受益者の一部解約実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約実行の請求を取消す場合があります。
- ・ 上記の一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。
- ・ 委託者は、第1計算期間および第2計算期間中において、ロンドン証券取引所の休業日またはロンドンの銀行の休業日には、一部解約実行の請求を受け付けません。

< 第3計算期間以降における換金 >

- ・ 原則として、毎営業日に一部解約実行の請求を受け付けます。
- ・ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは受益者の一部解約実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約実行の請求を取消す場合があります。
- ・ 上記の一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

換金単位

- ・ 最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金の価額**< 第1計算期間および第2計算期間中におけるご換金の場合 >**

- ・ 解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（1万口当たり50円）が差し引かれた価額とします。ただし、平成20年9月11日に解約する場合の解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

< 第3計算期間以降におけるご換金の場合 >

- ・ 解約請求受付日の基準価額とします。

支払開始日**< 第1計算期間および第2計算期間中におけるご換金の場合 >**

- ・ 原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。ただし、平成20年9月11日に解約する場合は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

< 第3計算期間以降におけるご換金の場合 >

- ・ 原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金に係る一部解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】**1【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】****（基準価額の算定）**

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当りの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（有価証券の時価評価基準）

信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

（基準価額の算出頻度と公表）

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問合せいただくことにより知ることができます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成19年3月15日から平成24年3月12日まで。

ただし、後記〔信託の終了〕に該当する場合は、この限りではありません。

（４）【計算期間】

原則として毎年3月12日から9月11日まで、9月12日から翌年3月11日まで。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第1期の計算期間は平成19年3月15日から平成20年3月13日までとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

（５）【その他】

〔信託の終了〕

（信託契約の解約）

- a．委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスの改廃等その連続性が保てなくなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．委託者は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり、当該債券をすべて売却した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- d．委託者は、信託契約締結日から第2計算期間終了日までの期間において、株価判定日（平成20年3月3日または平成20年9月1日をいいます。以下同じ。）における日経平均株価（日経225）の終値が、スタート株価（信託契約締結日から平成19年3月22日までの日経平均株価（日経225）の終値の平均値をいいます。以下同じ。）以上となった場合には、当該ユーロ円債は元本を確保して償還されるため、受託者と合意のうえ、当該株価判定日から最も近い計算期間終了日にこの信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- e．委託者は、信託契約締結日から第2計算期間終了日までの期間において、株価判定期間中（平成19年3月29日から平成20年9月1日まで。以下同じ。）における日経平均株価（日経225）の終値が、スタート株価より一度も20%以上下落することがなかった場合には、当該ユーロ円債は元本を確保して償還されるため、受託者と合意のうえ、第2計算期間終了日にこの信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、スタート株価の決定期間、株価判定日または株価判定期間中に、何らかの事情により日経平均株価（日経225）の算出・発表が停止となった場合等には、組み入れたユーロ円債の発行条件に即して、スタート株価の決定期間、株価判定日、または株価判定期間を変更することや、組み入れたユーロ円債の計算代理人（引受金融商品取引業者等）が適切と判断する値であり、かつ、委託者が適切と判断する値を用いて計算することがあります。

- f. 委託者は、第3計算期間以降において、基準価額（1万口当り）が11,000円以上となった場合は、可能な限り速やかに組入有価証券を売却し、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- g. 委託者は、前記a.からf.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- h. 前記g.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- i. 前記h.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.からb.の信託契約の解約をしません。
- j. 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- k. 前記h.からj.までの規定は、前記c.からf.の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、前記a.についても、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記h.の一定の期間が一カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ・ 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

- a. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託者は、前記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一カ月を下らないものとします。
- d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託約款の変更をしません。
- e. 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

前記の信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託者と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売及び私募の取扱い等に関する契約」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

ただし、受益者が収益分配金について下記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金の支払開始日は、毎計算期間終了日後一カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）とします。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

(2) 償還金受領権

受益者は、信託終了による償還金を、所有する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

ただし、受益者が償還金について下記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金の支払開始日は、信託終了日後一カ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）とします。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、帰属する受益権について、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。（詳しくは、前記の換金（解約）手続等をご参照ください。）

受取代金は、販売会社の本・支店・営業所等において、お支払いします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

（５）信託約款の解約または重要な約款変更に関する異議を述べ受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重要な変更に係る公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。なお、一定の期間内とは一カ月を下らないものとします。委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を、信託財産を持って買取るべき旨を請求することができます。

前記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、この信託約款の変更または解約をしません。その場合、委託会社は、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第3期計算期間（平成20年9月12日から平成21年3月11日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第4期計算期間（平成21年3月12日から平成21年9月11日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成20年9月12日から平成21年3月11日まで）及び第4期計算期間（平成21年3月12日から平成21年9月11日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

U B S 償還条件付利回り積極追求型ファンド / デュアルバリア07-03 1年半判定

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成21年3月11日現在)	第4期 (平成21年9月11日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	9,490	9,490
コール・ローン	2,677,543,773	8,478,208,091
国債証券	5,499,590,432	6,798,739,998
派生商品評価勘定	355,822,650	90,771,650
未収入金	-	112,900
未収利息	3,667	11,613
前払金	18,913,800	-
差入委託証拠金	9,148,200	6,187,300
流動資産合計	8,561,032,012	15,374,041,042
資産合計	8,561,032,012	15,374,041,042
負債の部		
流動負債		
前受金	-	174,345,300
未払金	-	3,799,095,600
未払解約金	1,294,705	71,429,595
未払受託者報酬	3,699,158	3,826,155
未払委託者報酬	29,064,575	30,062,296
その他未払費用	525,000	525,000
流動負債合計	34,583,438	4,079,283,946
負債合計	34,583,438	4,079,283,946
純資産の部		
元本等		
元本	18,712,237,274	17,422,447,746
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	10,185,788,700	6,127,690,650
元本等合計	8,526,448,574	11,294,757,096
純資産合計	8,526,448,574	11,294,757,096
負債純資産合計	8,561,032,012	15,374,041,042

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 3 期 自 平成20年9月12日 至 平成21年3月11日	第 4 期 自 平成21年3月12日 至 平成21年9月11日
営業収益		
受取利息	6,376,748	6,585,479
有価証券売買等損益	9,706,535	862
派生商品取引等損益	5,775,773,950	3,572,115,700
営業収益合計	5,759,690,667	3,578,702,041
営業費用		
受託者報酬	3,775,773	3,957,779
委託者報酬	29,666,748	31,096,765
その他費用	931,310	525,000
営業費用合計	34,373,831	35,579,544
営業利益又は営業損失（ ）	5,794,064,498	3,543,122,497
経常利益又は経常損失（ ）	5,794,064,498	3,543,122,497
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,794,064,498	3,543,122,497
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,118,410,222	10,185,788,700
剰余金増加額又は欠損金減少額	726,686,020	514,975,553
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	726,686,020	514,975,553
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,185,788,700	6,127,690,650

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 3 期 自 平成20年9月12日 至 平成21年3月11日	第 4 期 自 平成21年3月12日 至 平成21年9月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価額情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	株価指数先物取引 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第3期 (平成21年3月11日現在)	第4期 (平成21年9月11日現在)
1. 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成19年3月15日 21,139,085,579円 20,825,169,245円 88.5%	平成19年3月15日 21,139,085,579円 18,712,237,274円 82.4%
2. 差入委託証拠金代 用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代 用有価証券として以下のとおり差 入を行っております。 国債証券 1,499,667,480円	先物取引に係る差入委託証拠金代 用有価証券として以下のとおり差 入を行っております。 国債証券 1,499,822,199円
3. 計算期間末日にお ける受益権の総数	18,712,237,274口	17,422,447,746口
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 10,185,788,700円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 6,127,690,650円です。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 平成20年9月12日 至 平成21年3月11日		
分配金の計算過程		
計算期間末における費用等控除後の配当等収益が 27,997,083円であり、純資産額の元本超過額がないため、分配を行っておりません。		
区 分	金額（円）	
当ファンドの配当等収益	A	6,376,748
経 費	B	34,373,831
差引配当等収益額	C (A - B)	27,997,083
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	18,712,237,274
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	19,031,302,381
分配可能額	F (C × D / E)	-
1万口当たり分配可能額	G (F / D) × 10,000	-
分配額	H	-
1万口当たり分配額	I (H / D) × 10,000	-

第4期 自 平成21年3月12日 至 平成21年9月11日		
分配金の計算過程		
計算期間末における費用等控除後の配当等収益が 28,994,065円であり、純資産額の元本超過額がないため、分配を行っておりません。		
区 分	金額（円）	
当ファンドの配当等収益	A	6,585,479
経 費	B	35,579,544
差引配当等収益額	C (A - B)	28,994,065
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	17,422,447,746
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	18,134,348,528
分配可能額	F (C × D / E)	-
1万口当たり分配可能額	G (F / D) × 10,000	-
分配額	H	-
1万口当たり分配額	I (H / D) × 10,000	-

(有価証券に関する注記)

第3期（平成21年3月11日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	5,499,590,432	592,000
合計	5,499,590,432	592,000

第4期（平成21年9月11日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	6,798,739,998	235,600
合計	6,798,739,998	235,600

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

	第 3 期 自 平成20年 9月12日 至 平成21年 3月11日	第 4 期 自 平成21年 3月12日 至 平成21年 9月11日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針及び利用目的	デリバティブ取引は投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引の主要なリスクは、株式価格の変動によるリスクであります。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、執行しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

株式関連

第3期（平成21年3月11日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建				
	大証日経平均株価指数先物	8,173,722,000	-	8,530,770,000	357,048,000
	合 計	8,173,722,000	-	8,530,770,000	357,048,000

第4期（平成21年9月11日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建				
	大証日経平均株価指数先物	11,212,887,000	-	11,304,800,000	91,913,000
	合 計	11,212,887,000	-	11,304,800,000	91,913,000

（注）

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場
場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い
最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベ－スで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期（自平成20年9月12日 至平成21年3月11日）

該当事項はありません。

第4期（自平成21年3月12日 至平成21年9月11日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第3期 平成21年3月11日現在	第4期 平成21年9月11日現在
1口当たり純資産額 0.4557円 (1万口当たり純資産額 4,557円)	1口当たり純資産額 0.6483円 (1万口当たり純資産額 6,483円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第38回国庫短期証券	3,000,000,000	2,999,644,398	代用有価証券で額面 1,500,000,000円担保差入
国債証券	第47回国庫短期証券	3,800,000,000	3,799,095,600	
合計		6,800,000,000	6,798,739,998	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年10月30日現在)

資産総額	10,959,037,738 円
負債総額	362,996,462 円
純資産総額 (-)	10,596,041,276 円
発行済口数	16,995,976,870 口
1口当たり純資産額 (/)	0.6234 円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1計算期間 (2007年3月15日～ 2008年3月13日)	21,139,085,579	19,792,184
第2計算期間 (2008年3月14日～ 2008年9月11日)	-	294,124,150
第3計算期間 (2008年9月12日～ 2009年3月11日)	-	2,112,931,971
第4計算期間 (2009年3月12日～ 2009年9月11日)	-	1,289,789,528

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成21年12月10日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。

e 会社の機構

経営体制

（取締役会）

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

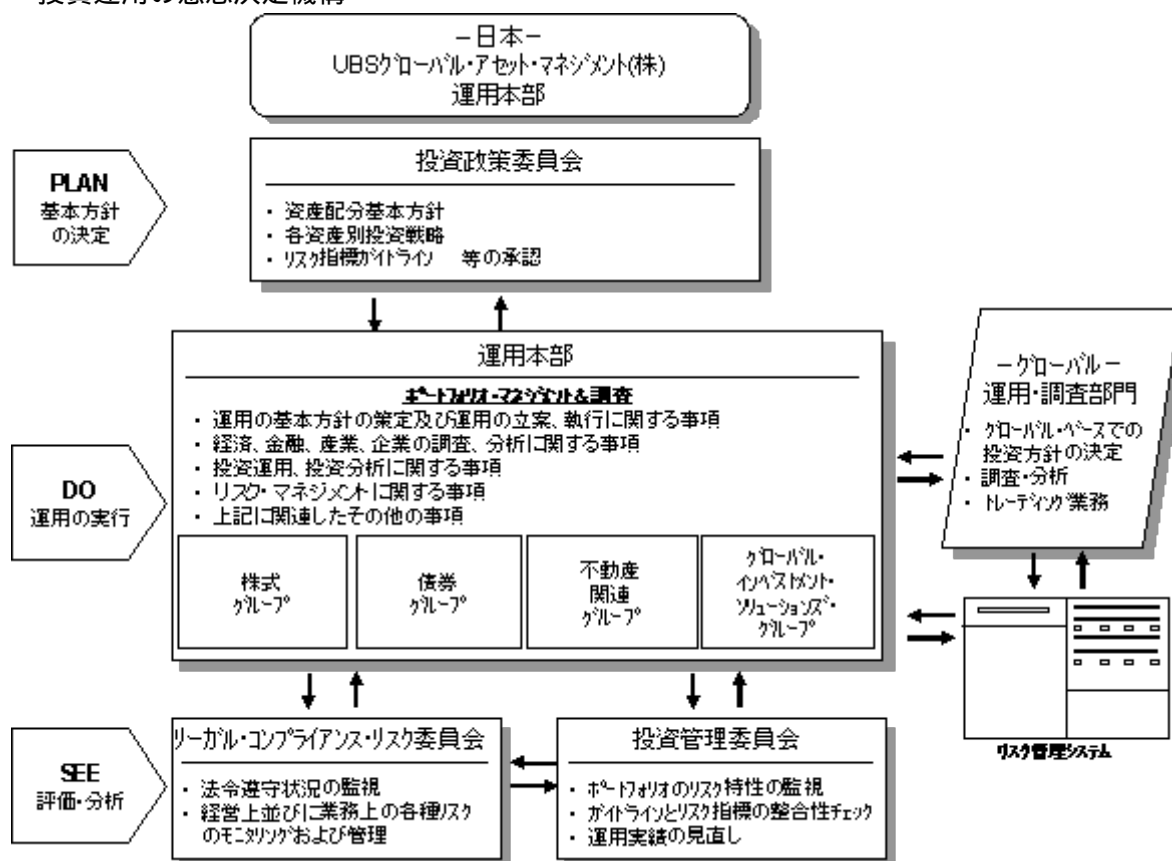
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



（平成21年10月末日現在）

上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託（公募）は平成21年10月末日現在、以下のとおりです。

（平成21年10月末日現在）

			ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)
投資信託総合計			44	715,143
	株式投資信託		44	715,143
		単位型	5	31,011
		追加型	39	684,132
	公社債投資信託		0	0
		単位型	0	0
		追加型	0	0

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１．財務諸表

（１）【貸借対照表】

期 別		前事業年度 （平成20年3月31日）		当事業年度 （平成21年3月31日）	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	内 訳	金 額 （千円）
（ 資 産 の 部 ）					
流 動 資 産					
預 金	*1		5,877,786		3,373,821
未 収 入 金	*1		31,623		15,176
未収委託者報酬			1,582,804		1,767,269
未収投資顧問料	*1		1,431,887		608,448
その他未収収益	*1		335,604		206,272
繰延税金資産			149,900		43,900
そ の 他			41,928		88,138
流 動 資 産 計			9,451,535		6,103,025
固 定 資 産					
投資その他の資産			539,600		615,200
繰延税金資産		494,600		570,200	
ゴルフ会員権		45,000		45,000	
固 定 資 産 計			539,600		615,200
資産合計			9,991,135		6,718,225

期 別		前事業年度 （平成20年3月31日）		当事業年度 （平成21年3月31日）	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	内 訳	金 額 （千円）
（ 負 債 の 部 ）					
流 動 負 債					
預 り 金			41,245		28,762
未 払 金	*1		167,906		30,049
未 払 費 用	*1		573,864		1,521,365
未 払 消 費 税			128,775		68
未 払 法 人 税 等			1,549,985		148,574
そ の 他			1,364		6,570
流 動 負 債 計			2,463,142		1,735,390
固 定 負 債					
退 職 給 与 引 当 金			954,822		26,971
退 職 給 付 引 当 金			62,653		183,522
固 定 負 債 計			1,017,475		210,493
負 債 合 計			3,480,617		1,945,884
（ 純 資 産 の 部 ）					
株 主 資 本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利 益 剰 余 金					
利 益 準 備 金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		3,760,517		2,022,341	
繰越利益剰余金		3,760,517		2,022,341	
利 益 剰 余 金 合 計			4,310,517		2,572,341
株 主 資 本 合 計			6,510,517		4,772,341
純 資 産 合 計			6,510,517		4,772,341
負 債 及 び 純 資 産 合 計			9,991,135		6,718,225

(2) 【損益計算書】

期 別		前事業年度 〔自 平成19年 4月1日〕 〔至 平成20年3月31日〕		当事業年度 〔自 平成20年 4月1日〕 〔至 平成21年3月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営 業 収 益					
委 託 者 報 酬		7,725,742		9,057,395	
投 資 顧 問 料	*1	5,847,439		3,365,802	
そ の 他 営 業 収 益	*1	1,077,315		832,688	
営 業 収 益 計			14,650,497		13,255,886
営 業 費 用					
支 払 手 数 料			3,235,081		4,208,023
広 告 宣 伝 費			259,862		236,082
調 査 費			228,884		97,903
営 業 雑 経 費			82,189		56,556
通 信 費		8,698		6,613	
印 刷 費		3,567		2,689	
協 会 費		14,624		16,219	
そ の 他	*1	55,298		31,034	
営 業 費 用 計			3,806,017		4,598,564
一 般 管 理 費					
給 料			2,616,669		2,382,715
役 員 報 酬		348,497		180,906	
給 料 ・ 手 当	*1	1,505,873		1,487,963	
賞 与		762,299		713,845	
退職給与引当金繰入			36,863		26,971
交 際 費			16,029		9,940
旅 費 交 通 費			89,605		49,873
租 税 公 課			52,126		40,103
不 動 産 賃 借 料			183,851		216,739
退 職 給 付 費 用			232,915		307,721
事 務 委 託 費	*1		1,307,509		2,121,731
諸 経 費			41,344		70,615
一 般 管 理 費 計			4,576,916		5,226,411
営 業 利 益			6,267,563		3,430,910
営 業 外 収 益					
受 取 利 息		6,255		5,697	
為 替 差 益		5,367		65,365	
雑 収 入		1,766		1	
営 業 外 収 益 計			13,389		71,064
経 常 利 益			6,280,953		3,501,974
税 引 前 当 期 純 利 益			6,280,953		3,501,974
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			2,727,937		1,449,232
還 付 法 人 税 等			31,503		-
法 人 税 等 調 整 額			7,500		30,400
当 期 純 利 益			3,592,018		2,022,341

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株 主 資 本		前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年3月31日
資 本 金	前 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	前 期 末 残 高	463,302	550,000
	当 期 変 動 額	86,697	—
	当 期 末 残 高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前 期 末 残 高	3,171,196	3,760,517
	当 期 変 動 額	△ 3,002,697	△ 3,760,516
	剰余金の配当 当期純利益	3,592,018	2,022,341
	当 期 末 残 高	3,760,517	2,022,341
利 益 剰 余 金 合 計	前 期 末 残 高	3,634,498	4,310,517
	当 期 変 動 額	676,018	△ 1,738,175
	当 期 末 残 高	4,310,517	2,572,341
株 主 資 本 合 計	前 期 末 残 高	5,834,498	6,510,517
	当 期 変 動 額	676,018	△ 1,738,175
	当 期 末 残 高	6,510,517	4,772,341
純 資 産 合 計	前 期 末 残 高	5,834,498	6,510,517
	当 期 変 動 額	676,018	△ 1,738,175
	当 期 末 残 高	6,510,517	4,772,341

重要な会計方針

期 別 科 目	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。 (2) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規程に従い算出される、当会計年度末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づき必要額を計上しております。 このうち、役員分は63,661千円であります。	(1) 退職給付引当金 同左 (2) 退職給与引当金 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出したしました。また、退職給与規程に従い算出される退職給与見込額の変動により、当期末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づく金額を計上しております。このうち、役員分は2,038 千円であります。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
—	営業費用の調査費に掲記していたシステムサービス利用費につきましては、当事業年度よりその内容を考慮し、一般管理費の事務委託費に変更しております。

追加情報

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
—	1. 未収委託者報酬及び未払費用の会計処理 未収委託者報酬及び未払費用は、従来、未払代行手数料を含まない額を資産及び負債に計上しておりましたが、当会計年度から、未払代行手数料を含んだ未収委託者報酬を資産計上するとともに、未払代行手数料を未払費用に計上する表示方法に変更いたしました。この結果、従来の方法によった場合に比較して、未収委託者報酬及び未払費用は、865,370千円大きく計上されておりますが、当期純利益に対する影響はありません。 2. 退職給付信託 平成21年1月1日付退職給付信託契約書に基づき、同1月9日に退職給与引当金の残高844,758千円と同額の現金を三菱UFJ信託銀行へ信託財産として拠出したしましたが、当期純利益に対する影響はありません。 3. 関連当事者の開示 当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。 なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																						
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>1,219,379千円</td></tr> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>89,017千円</td></tr> <tr> <td>その他未収収益</td><td>109,409千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>375千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>64,682千円</td></tr> </table>	預金	1,219,379千円	未収投資顧問料	89,017千円	その他未収収益	109,409千円	未払金	375千円	未払費用	64,682千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>1,708,339千円</td></tr> <tr> <td>未収入金</td><td>800千円</td></tr> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>3,132千円</td></tr> <tr> <td>その他未収収益</td><td>39,452千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>1,232千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>22,833千円</td></tr> </table>	預金	1,708,339千円	未収入金	800千円	未収投資顧問料	3,132千円	その他未収収益	39,452千円	未払金	1,232千円	未払費用	22,833千円
預金	1,219,379千円																						
未収投資顧問料	89,017千円																						
その他未収収益	109,409千円																						
未払金	375千円																						
未払費用	64,682千円																						
預金	1,708,339千円																						
未収入金	800千円																						
未収投資顧問料	3,132千円																						
その他未収収益	39,452千円																						
未払金	1,232千円																						
未払費用	22,833千円																						

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																				
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。 <table> <tr><td>投資顧問料</td><td>337,134千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>364,806千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td>183,048千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td>260,206千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td>42,470千円</td></tr> </table>	投資顧問料	337,134千円	その他営業収益	364,806千円	事務委託費	183,048千円	給料・手当	260,206千円	営業雑経費 その他	42,470千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。 <table> <tr><td>投資顧問料</td><td>122,668千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>139,621千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td>128,711千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td>213,937千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td>20,555千円</td></tr> </table>	投資顧問料	122,668千円	その他営業収益	139,621千円	事務委託費	128,711千円	給料・手当	213,937千円	営業雑経費 その他	20,555千円
投資顧問料	337,134千円																				
その他営業収益	364,806千円																				
事務委託費	183,048千円																				
給料・手当	260,206千円																				
営業雑経費 その他	42,470千円																				
投資顧問料	122,668千円																				
その他営業収益	139,621千円																				
事務委託費	128,711千円																				
給料・手当	213,937千円																				
営業雑経費 その他	20,555千円																				

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,916,000	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第14期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	第14期定時 株主総会の翌日

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
---	---

該当事項はありません。	同左
-------------	----

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)																																																												
1. 採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。 2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在） <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>498,383千円</td></tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td><td>435,730千円</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td><td>62,653千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項（自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>90,765千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>6,401千円</td></tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td><td>2,997千円</td></tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>107,538千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>201,707千円</td></tr> <tr> <td>(5) その他</td><td>31,208千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>232,915千円</td></tr> </table> (注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td><td>0.58%</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>支給倍率基準</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	498,383千円	(2) 年金資産	435,730千円	(3) 退職給付引当金	62,653千円	(1) 勤務費用	90,765千円	(2) 利息費用	6,401千円	(3) 期待運用収益	2,997千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	107,538千円	退職給付費用	201,707千円	(5) その他	31,208千円	合計	232,915千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	1. 採用している制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在） <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>537,679千円</td></tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td><td>354,156千円</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td><td>183,522千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>103,931千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>7,475千円</td></tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td><td>2,527千円</td></tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td>120,270千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>229,150千円</td></tr> <tr> <td>(5) その他</td><td>78,570千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>307,721千円</td></tr> </table> (注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td><td>0.58%</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>支給倍率基準</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	537,679千円	(2) 年金資産	354,156千円	(3) 退職給付引当金	183,522千円	(1) 勤務費用	103,931千円	(2) 利息費用	7,475千円	(3) 期待運用収益	2,527千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	120,270千円	退職給付費用	229,150千円	(5) その他	78,570千円	合計	307,721千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理
(1) 退職給付債務	498,383千円																																																												
(2) 年金資産	435,730千円																																																												
(3) 退職給付引当金	62,653千円																																																												
(1) 勤務費用	90,765千円																																																												
(2) 利息費用	6,401千円																																																												
(3) 期待運用収益	2,997千円																																																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	107,538千円																																																												
退職給付費用	201,707千円																																																												
(5) その他	31,208千円																																																												
合計	232,915千円																																																												
(1) 割引率	1.5%																																																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																												
(1) 退職給付債務	537,679千円																																																												
(2) 年金資産	354,156千円																																																												
(3) 退職給付引当金	183,522千円																																																												
(1) 勤務費用	103,931千円																																																												
(2) 利息費用	7,475千円																																																												
(3) 期待運用収益	2,527千円																																																												
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	120,270千円																																																												
退職給付費用	229,150千円																																																												
(5) その他	78,570千円																																																												
合計	307,721千円																																																												
(1) 割引率	1.5%																																																												
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																												
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																												
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																												
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																												

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																																								
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>30,880</td></tr> <tr> <td>未払事業所税</td><td>2,070</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>7,940</td></tr> <tr> <td>退職給与引当金</td><td>386,690</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>116,950</td></tr> <tr> <td>株式報酬費用</td><td>72,570</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>25,370</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,030</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>644,500</td></tr> </table>	未払費用	30,880	未払事業所税	2,070	減価償却超過額	7,940	退職給与引当金	386,690	未払事業税	116,950	株式報酬費用	72,570	退職給付引当金	25,370	その他	2,030	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	644,500	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>28,490</td></tr> <tr> <td>未払事業所税</td><td>2,450</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>10,470</td></tr> <tr> <td>退職給与引当金</td><td>351,210</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>12,950</td></tr> <tr> <td>株式報酬費用</td><td>132,200</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>74,320</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>2,010</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>614,100</td></tr> </table>	未払費用	28,490	未払事業所税	2,450	減価償却超過額	10,470	退職給与引当金	351,210	未払事業税	12,950	株式報酬費用	132,200	退職給付引当金	74,320	その他	2,010	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	614,100
未払費用	30,880																																								
未払事業所税	2,070																																								
減価償却超過額	7,940																																								
退職給与引当金	386,690																																								
未払事業税	116,950																																								
株式報酬費用	72,570																																								
退職給付引当金	25,370																																								
その他	2,030																																								
評価性引当額	-																																								
繰延税金資産合計	644,500																																								
未払費用	28,490																																								
未払事業所税	2,450																																								
減価償却超過額	10,470																																								
退職給与引当金	351,210																																								
未払事業税	12,950																																								
株式報酬費用	132,200																																								
退職給付引当金	74,320																																								
その他	2,010																																								
評価性引当額	-																																								
繰延税金資産合計	614,100																																								

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：％)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：％)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

(関連当事者との取引)

前事業年度

(1) 親会社

前事業年度
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出 資金	事業の内容 又は事業	議決権の所 有 (被所有者) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ユービーエスエイジー	スイス・チューリッヒ	2.1億スイスフラン	銀行、証券 業務	(被所有者) 100%	なし	金銭の預入れ、人件費の立替等	金銭の預入れ		預金	1,219,379
								増加	3,487,884		
								減少	3,474,848		
								投資顧問料他	337,134	未収投資顧問料	89,017
								投資顧問業務に関する事務委託	183,048	その他未収収益	109,409
								人件費	280,208	未払金	373
								経営指導料	42,470	未払費用	84,832

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

前事業年度
自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出 資金	事業の内容 又は事業	議決権の所 有（被所有者）割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親 会 社 の 子 会 社	ユービーエス証券有 限会社	東京都千代田 区大手町	800億円	証券業	なし	なし	人件費、社会 保険料などの 立寄	人件費、社会保険料	298,341	未収入金 未払費用	31,809 53,592
	ユービーエス・マネジ メント・サポート株式有 限会社	東京都千代田 区大手町	2千万円	サービス業	なし	なし	物品経費、事 務所賃借料な どの立寄	物品経費、事務所賃 借料	248,707	未収入金 未払費用	15 33,224
	UBS Fund Services(Cayma n)	カイマン	58百万米国の ドル	投資顧問 業	なし	なし	承業業務	その他営業収益	20,138	その他未収収益	44,951
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	59,981	未収投資顧問料	2,259
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シ dney	8百万 オーストラリアドル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委託 等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託 等 人件費	58,435 54,082 23,957	その他未収収益 未払費用	41,383 13,895
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ド ル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問業務 に関する事務 委託等	投資顧問業務に 関する事務委託 等	572	未払費用	572
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールドル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問業務 に関する事務 委託等	投資顧問業務に 関する事務委託 等他	52,877	未払費用	21,952
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	5千8百万 英国ポンド	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委託 等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託 等他 人件費	13,788 32,484 13,749	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	13,945 42,941 180,747
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	7千7百万 英国ポンド	投資顧問 業	なし	なし	人件費の立寄	人件費	13,749	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	5万米国の ドル	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委託 等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託 等 人件費	98,397 78,924 53,115	その他未収収益 未払費用	55,575 85,201
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米国の ドル	投資顧問 業	なし	なし	承業業務	その他営業収益	10,748	その他未収収益	30,331
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブル グ	5.7百万 スイスフラン	投資顧問 業	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	130,583	未収投資顧問料	3,458

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度

(1) 親会社及び法人主要株主等

当事業年度

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資 金	事業の内 容又は職 業	議決権の所 有（被所有）割 合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	ユービーエスエイジー （ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	29億スイスフラン	銀行、証券 業務	（被所有）100%	金銭の預入れ、人件費の 立替等	金銭の預入れ 増加 減少 投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費 経営指導料	 5,640,192 5,151,232 262,289 128,711 213,937 20,555	預金 未収投資顧問料 その他未収収益 未払金 未払費用 未収入金	1,708,339 3,132 38,452 1,232 22,833 800

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（２）兄弟会社等

当季某年度

自 平成20年4月 1日

至平成21年3月31日

種類	会社等の名称 又は氏名	資 産 合 計	資本金又は出資 金	事業の内容 又は職業	議決権の所 有(被所有)の 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	人件費、社会保険料などの立替	投資顧問業務 投資顧問料 事務委託費等	3,833 284,431	未収投資顧問料 未収入金 未払金	4,046 10,735 161
会	ユービーエス・マネジメント・サポート株式会社	東京都千代田区大手町	2千万円	サービス業	なし	物品経費、事務所賃借料などの立替	物品経費、事務所賃借料	202,151	未払費用	55,055
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	1283百万米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	人件費	174	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	89百万米国ドル	投資顧問業	なし	人件費の立替	人件費	8,900	-	-
社	UBS Fund Services(Cayman)	ケイマン	3.6百万米国ドル	投資顧問業	なし	兼業業務	その他営業収益	84,881	その他未収収益	9,218
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問料	39,970	未収投資顧問料	1,344
の	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費	415,890 36,299 79,127	その他未収収益 未払費用	28,322 8,232
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務に関する事務委託	投資顧問業務に関する事務委託	905	未払費用	173
子	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	39百万シンガポールドル	投資顧問業	なし	人件費の立替 投資顧問業務に関する事務委託	人件費 投資顧問業務に関する事務委託他	14,255 25,423	未収入金 未払費用	3,620 4,632
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	88百万英国ポンド	投資顧問業	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託	109,888 447,838	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	59,113 9,108 204,819
会	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	89百万英国ポンド	投資顧問業	なし	人件費の立替	人件費	15,019	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米国ドル	投資顧問業	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費	61,963 139,014 37,961	その他未収収益 未払費用	26,999 48,291
社	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミントン	10百万米国ドル	投資顧問業	なし	兼業業務	その他営業収益	378,903	その他未収収益	131,902
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米国ドル	投資顧問業	なし	兼業業務	その他営業収益	112,057	その他未収収益	27,221
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	3.7百万スイスフラン	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問料他	54,672	未収投資顧問料	1,387
資	UBS Pactual Asset Management S.A. DTVM	ブラジル・リオデジャネイロ	2.7百万ブラジルリアル	投資顧問業	なし	投資顧問業務	投資顧問業務に関する事務委託	788,087	未払費用	160,605

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）		当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	301,412円83銭	1株当たり純資産額	220,941円75銭
1株当たり当期純利益	166,297円15銭	1株当たり当期純利益	93,626円92銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
当期純利益（千円）	3,592,018	2,022,341
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,592,018	2,022,341
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

前事業年度 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません。	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成21年4月1日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,242億円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年4月1日現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,969億円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、受益権の設定に関する通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売業務、一部解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

平成21年6月10日

有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年10月27日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS償還条件付利回り積極追求型ファンド/デュアルバリア07-03 1年半判定の平成21年3月12日から平成21年9月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS償還条件付利回り積極追求型ファンド/デュアルバリア07-03 1年半判定の平成21年9月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

山口 光 信 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

野 元 寿 文 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月28日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS償還条件付利回り積極追求型ファンド/デュアルバリア07-03 1年半判定の平成20年9月12日から平成21年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS償還条件付利回り積極追求型ファンド/デュアルバリア07-03 1年半判定の平成21年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	猪鼻孝夫 印
業務執行社員		

代表社員	公認会計士	山口光信 印
業務執行社員		

業務執行社員	公認会計士	野元寿文 印
--------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。